

管路施設点検仕様書

1 マンホール蓋点検

管路施設が埋設された道路の状態（本管及び取付管埋設位置での路面の状態）、マンホール蓋の表裏面、受枠等の状態を点検すること。

2 管路点検

地上部よりマンホール及び本管の異常の有無について、管口テレビカメラを用いて可視範囲を目視により点検するとともに、マンホール内にロッド付きテレビカメラを挿入し、十分な照明のもとマンホール内及び接続されている本管内の状況をモニターを確認しながら、点検を行うこと。

3 その他

- (1) 当該点検業務は、下水道管路管理専門技士（調査部門）を現場に常駐・従事させて実施すること。
- (2) 管路内の点検を行う場合は、酸素欠乏危険作業主任者を定め、現場に常駐・従事させて実施すること。
- (3) 点検箇所において、下水道施設に破損、不等沈下、腐食等の異常を発見した場合は、速やかに委託者に報告すること。
- (4) 万一、事故等が発生した場合は、緊急連絡体制に従い、速やかに委託者及び関係官公署に報告するとともに、必要な措置を講ずること。また、受託者は事故の原因、経過及び被害内容を調査のうえ、その結果を書面により、委託者に報告すること。

4 官公署への手続き

受託者は、関係官公署等に点検に必要な道路使用、交通の制限等の届出、または許可等を受けること。

5 提出書類

(1) 点検計画書

受託者は、点検実施年度において、事前に次の事項を記載した点検計画書を提出すること。

- ① 点検概要
- ② 現場組織（職務分担、緊急連絡体制等）

- ③ 点検計画（カメラ装置等使用機器、点検方法、実施工程等）
- ④ 安全計画（保安対策、道路交通の処理方法、酸素欠乏・有毒ガス対策等）
- ⑤ その他必要事項

(2) 報告書等

受託者は、次に掲げる成果品を当該業務完了後、速やかに提出すること。

① 報告書

以下の内容を取り纏めたものとする。

- ア 点検目的
- イ 点検概要
- ウ 案内図
- エ 点検箇所図
- オ 点検総括表
- カ 点検集計表
- キ 点検記録表
- ク 考察

② 点検記録写真帳

以下の内容に留意して作成すること。

- ア 点検工種、点検工程順に編集すること
- イ 作業日に対して、1箇所安全管理状況、点検作業状況が分かるように撮影すること。
- ウ 撮影場所、撮影対象が分かるように撮影すること。